

可燃ごみ広域処理に関する協議

日時：平成28年6月28日（火）

場所：枚方市長応接室

次 第

案件

1. 事業手法の方向性について
2. 協議体制（案）について

事業手法の方向性について

可燃ごみ広域処理施設整備に係る事業手法調査等業務報告書（概要）

1 検討目的

- ごみ焼却施設の建設と運営の特徴
- 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

（平成 18 年 7 月：環境省）

2 事業方式

- （1）公設公営方式（公共主体とする方式）
- （2）公設民営手法（公設＋長期包括的民間委託方式、D B O 方式）
- （3）民設民営手法（P F I 手法）

3 事業方式の評価

市場調査、データ分析、事業化シミュレーションを行い、V F M
並びに定性的な事項で事業方式の分析及び評価を行った。

その結果、本事業には、公設民営手法である D B O 方式が望ましいと考えられる。

※V F M：公設公営方式（公共主体とする方式）と比べ、何%コストダウンできるかを示す割合

協議体制（案）について

1. 一部事務組合と両市の協議体制（運営協議体）

「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する基本協定書」

第11項に規定する組合の運営に関する協議体制を設置する。

（主な事務及び組織）

- (1) 組合規約の変更に関する事項など、組合運営に係る重要課題に関する事項。
- (2) 組合事務局長、事務局次長及び両市の担当部長以下の職員を委員として構成。

2. 両市協議体制（両市長による協議体）

ごみ行政に係る重要事項や広く行政で相互交流できる事項など、協力可能な政策を総合調整することを目的とする政策連絡調整会議を設置する。

（主な事務及び組織）

- (1) ごみ行政に係る重要事項や広く行政で相互交流できる事項など。
- (2) 両市長、両市担当副市長、両市担当部長で構成。